

南房総市地域防災計画

第 6 編 公共交通等事故編

第1章 海上事故災害対策計画

本市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障の海難発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生じるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立し、被害の軽減を図り、迅速、かつ、適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故においては大規模火災等編第4章油等海上流出災害対策計画の定めるところによる。

1. 災害対象

この計画の対象となる災害は次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

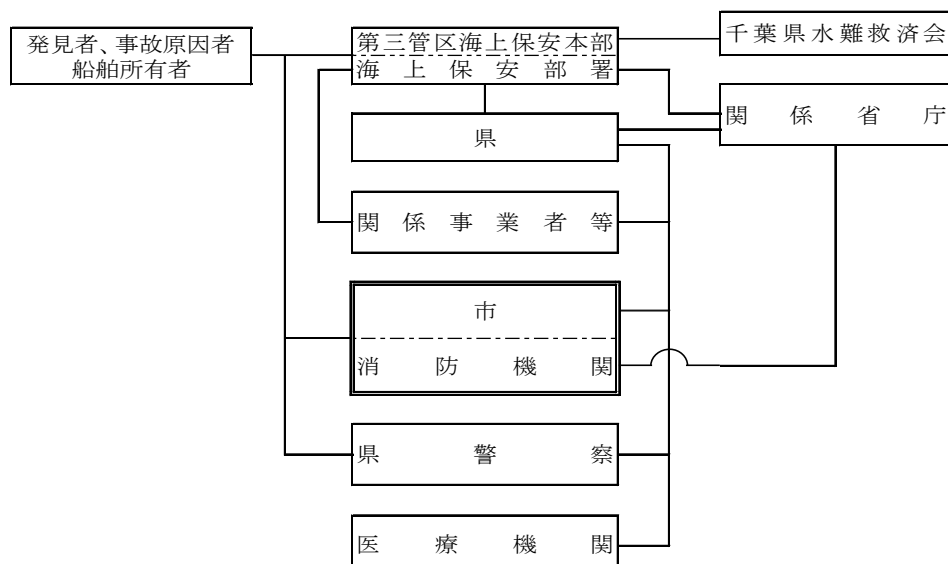
2. 災害応急計画

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期する。

(1) 情報の収集伝達

関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

表一海上災害における情報の収集伝達ルート



(2) 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して、対応に努める。
一次的に対応する関係機関及び主な対応は次表のとおりである。

表一 海上災害での関係機関別対応

関係機関	主たる対応
船舶所有者	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
第三管区海上保安本部	捜索、救急、救助、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
沿岸消防機関	捜索、消火、救難、救急、救助、搬送
警察	捜索、救難、救助、警戒線の設定
南房総市	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

(3) 市の体制

海難が発生し、又は発生するおそれのある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急活動体制を実施する。

(4) 各種活動

第三管区海上保安本部をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

ア 捜索

関係機関が相互に密接に協力のうえ実施する。

イ 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合、消防機関と連携し対処する。

ウ 救援・救助

市は、災害対策基本法第 62 条、水難救護法第 1 条に基づいて直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。遭難船舶を認知した場合には、海上保安部署及び警察に連絡をする。

エ 医療救護

医療機関(県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、安房医師会)等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急処置を施す。また、市は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

オ 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

カ 死体の収容

原則として市が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、風水害編第 3 章災害応急対策計画第 14 節 3. 行方不明者の捜索・死体の処理計画の定めるところによる。

キ 応援要請

関係機関は相互に密接な協力のうえ、実施する。

ク 緊急輸送

関係機関は相互に密接な協力のうえ、実施する。

ケ 広 報

関係機関は相互に密接な協力のうえ、実施する。

(5) 応援体制

発災地に早急に必要な人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。また、各機関の応援事項は下記を目安として、臨機応変に対応する。

表一 海上災害での防災関係機関の主たる応援活動

防災関係機関	主たる応援活動
発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請 応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

第2章 航空機事故災害対策計画

本計画は、成田国際空港及びその周辺とは別に、本市において、何らかの理由によって大型航空機の墜落炎上等で多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための対策計画を定めるものである。

なお、海上遭難の場合は、第6編公共交通等事故編第1章海上災害対策計画に準ずる。

1. 防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、県、市等、資料編 資料6－5に記載された機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図ることになる。

2. 予防計画

（1）情報の収集・連絡体制の整備

関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

（2）協力・応援体制の整備

関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

（3）資機材等の整備及び備蓄

関係機関は、発災時における業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

（4）防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

3. 応急対策計画

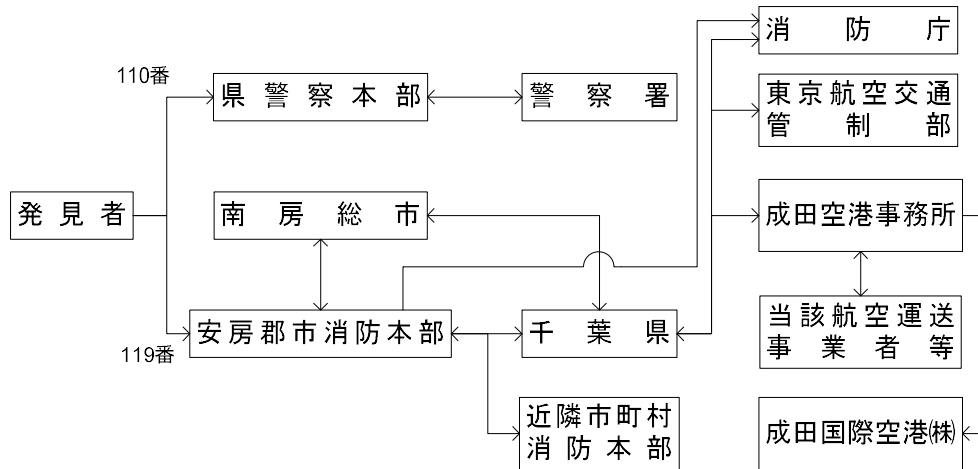
航空機災害が発生し、又は発生しようとしている場合、防災関係機関は早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図る。

（1）情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は次のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

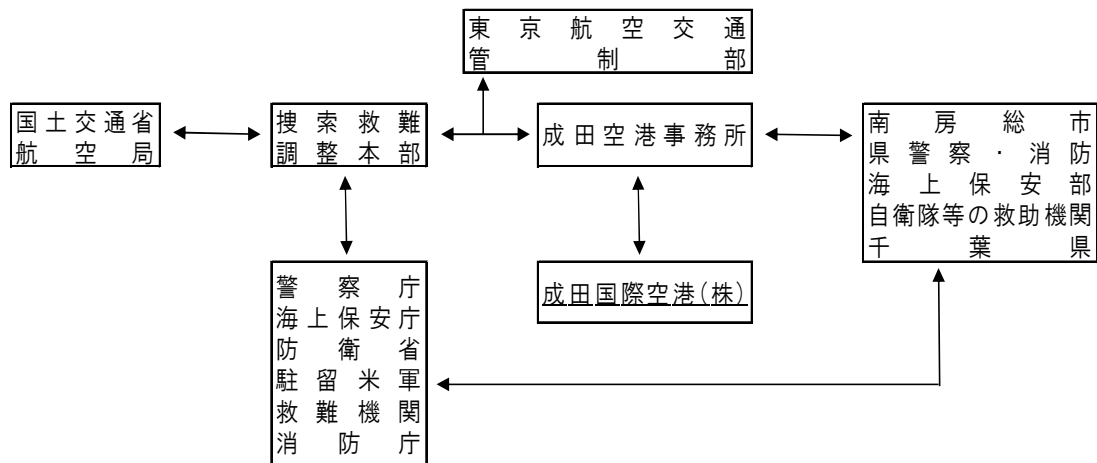
図一 情報受伝達ルートー1

(成田空港区域周辺以外で発生地点が明確な場合)



図一 情報受伝達ルートー2

(成田空港区域周辺以外で発生地点が不明確な場合＝遭難機の搜索)



(注) 捜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所（羽田）に設けられる。

(2) 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。成田空港事務所及び成田国際空港(株)は、関係機関の連絡調整を行う。

① 捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施し、警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁がこれに協力する。

② 消防活動

【実施機関】

市、安房郡市消防本部

【協力機関】

近隣市町消防機関、警察

【実施内容】

航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。市長及び安房郡市消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、円滑な消防活動の実施のために、警戒区域を設定する。

災害の規模が大きく、安房郡市消防本部だけでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求める。

③救出救護活動**【実施機関】**

当該航空運送事業者、市、安房郡市消防本部、警察、県

【協力機関】

県医師会、日本赤十字社千葉県支部、県歯科医師会、県薬剤師会、安房医師会、安房歯科医師会、安房薬剤師会、国公立病院、災害地の近隣市町消防機関

【実施内容】

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

ア 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

イ 医療チームの派遣

負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

ウ 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として市内に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

④救急、搬送

安房郡市消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

⑤死体の収容

原則として市が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、風水害編第3章災害応急対策計画第14節3. 行方不明者の捜索・死体の処理計画の定めるところによる。

⑥広 報**【実施機関】**

国土交通省航空局(成田空港事務所含)、当該航空運送事業者、市及び県警察等が実施する。

【実施内容】

災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関への協力要請、又は広報車及び公共施設等での情報掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び一般住民等に対して次のとおり広報を行う。

- ア 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- イ 避難指示及び避難先の指示
- ウ 地域住民等への協力依頼
- エ その他の必要事項

⑦防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田国際空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、風水害編第3章災害応急対策計画第14節2. 防疫等活動の定めるところにより、的確に応急対策を講じることとする。

事故現場の清掃については、風水害編第3章災害応急対策計画第14節4. 清掃及び障害物の除去の定めるところにより、応急対策を講じることとする。

(3) 応援体制

発災地に早急に必要な人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は下記のとおりとし、臨機応変に対応することとする。

表一 航空機災害での防災関係機関の主たる応援活動

防災関係機関	主たる応援活動
当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村 消防機関、警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請 応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港(株)	人員及び物資の派遣及び調達

第3章 鉄道事故災害対策計画

本計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。なお、市内の鉄軌道事業者は東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）1者である。

1. 予防計画

(1) 行政等による予防対策

ア 国、公共機関、県、市及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 国、県及び市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域が孤立することを防止する等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

ウ 国、県、市、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

(2)各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に
 関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行う。

2. 応急対策・復旧計画

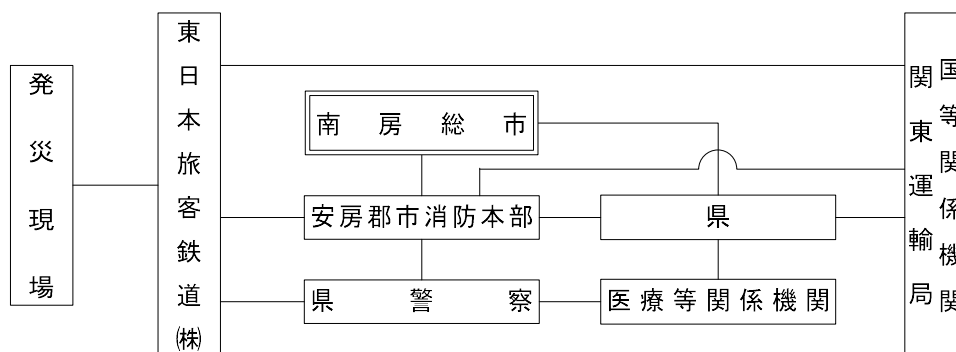
(1) 行政等による応急活動体制

市及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡は次に示したルートによる。

表一 鉄道事故の連絡伝達ルート



(3) 相互協力・派遣要請計画

- ア 市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。
- イ 市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。
- ウ 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(4) 消防活動

- ア 安房郡市消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。
- イ 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する

(5) 救急・救助活動

- ア 市、県及び国は、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。
- イ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。
- ウ 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、必要に応じて救急・救助活動を実施機関に協力要請する。

3. 避難計画

- ア 災害の発生時には、市及び警察等は、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- イ 避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- ウ 市は、必要に応じて避難所を開設する。

第4章 道路事故災害対策計画

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速、かつ、適切に活動するための計画とする。

〈計画の対象となる道路災害〉

本計画の対象は、トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

1. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

(1) 予防計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講じる。

①危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を検討する。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

表一道路災害予防における危険箇所の把握・改修の検討内容

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害が発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通機関関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	市道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

②資機材の保有

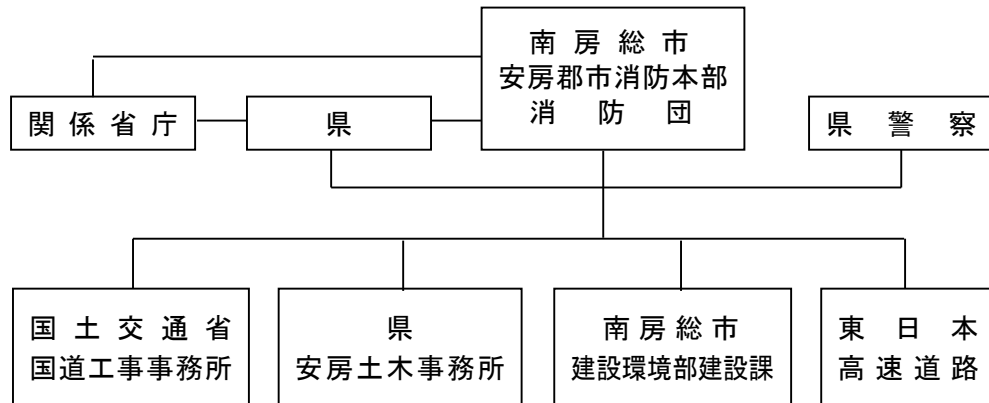
道路管理者は、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

(2) 応急対策計画

①情報の収集・伝達

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

表一道路災害における情報の収集・伝達ルート



②応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執る。また、市及び県は必要に応じ災害対策本部等の体制を執る。

イ 応急活動

道路災害における警戒及び応急活動の関係機関別の実施内容は、次表による。

表一 道路災害における警戒・応急活動の実施内容

実施項目	実施者	実 施 内 容
警戒活動	道 路 管理者及 び 県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応 急 活 動	道 路 管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧等を行い早期の道路交通確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策の策定とともに他の道路施設の点検を実施する。
	県	市町村の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図れないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執る。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

2. 危険物を積載する車両の事故等による危険物の流出に対処するための計画

(1) 流出危険物等の拡散防止及び防除

輸送事業者、道路管理者等は、防除活動を実施する。

(2) 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

(3) 避 難

市及び警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

(4) 広 報

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示を踏まえた警戒情報を広報する。